



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第16号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

裁判所はすべての証人を採用せよ！

第13回口頭弁論報告

2月13日、国賠訴訟13回目の口頭弁論が東京地裁103号法廷にて開かれた。この日は寒いうえに雨というあいにくな天気だった。それも災いしてか、加えて原告のうち4人は傍聴席ではなく柵内に入っていて、傍聴席は20数人とさびしかった。おそらくこれまでで一番少なかったのではないだろうか。次回は満席になってほしい。法廷自体は「打ち合わせ」的なやりとりが続き、短い時間で終了。雨のため、裁判所前の情宣も中止となった。

原告側の弁護団が出した膨大な書面の確認で、ページをめくる音とひそひそ声だけが聞こえる時間が長く感じられる。そんな中、私たちの弁護団は証人尋問の必要性を裁判官に粘り強く訴えてくれた。しかし、裁判官は原告の陳述や尋問の必要性は認めるが、学者証人や原告外の陳述は書面だけで十分であり陳述・尋問は不要という判断を示した。

これまで陳述・尋問の実現については未確定のまま、弁護団は多忙な中で意見聴取や法廷での証言の要請、書面作成など準備を進めてきた。多くの時間とエネルギーを費やして提出された書面を裁判官や被告に読ませるだけでは本当にもったいなさすぎる。原告や要請を受けてくれた証人たちの、法廷で直接口述し訴える声・言葉を傍聴席で聞きたいし、傍聴席に座る原告・支援者にはその権利があるはずだ。ぜひその場で共有したいと切望する。

法廷終了後は日比谷図書文化館に移動し、報告集会。実際に裁判を傍聴していてもわからないことが多く、この報告集会は裁判の状況を適切に把握できる唯一の場ともいえる。その日の裁判で何がやりとりされ、その結果どのような状況に至っているのかなど弁護団か

ら説明を受け、会場からの質問や意見に応じてくれる場だ。

この日もこの間の裁判の経緯や今後の流れについて弁護団から簡単に説明があり、提出された準備書面の内容説明も受けた。政教分離原則がもつ「保護される権利」「建国神話」「記紀神話」の問題など、違憲性につながる部分を広く深く展開されていることがよくわかった。そして違憲の「祭典」として新しく取り上げられた「国民祭典」について、民間主催とはいえその民間団体の一つが多くの国会議員など政治家たちによって構成さ

国家賠償請求裁判 第14回口頭弁論

2023年4月12日(水) 11時～

東京地方裁判所 103号法廷

*原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。

●法廷終了後、報告集会を開催します

・場所: 日比谷図書文化館(日比谷公園内) セミナールームを予定しています。

・時間: 11:30 くらいから(法廷終了後、会場にみなさまが集まれたところで開始します)。

・参加費: 500円

*法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団より説明があります。また、傍聴された皆さまからのご意見やご質問などを受け、共有する場でもあります。ぜひご参加ください。

れていること、各省庁が後援という形で関与していること、「記紀神話」に基づく「建国神話」を現天皇の水研究に繋げながら紹介しているスライドショーなど、その違憲性を追及していくことの説明がなされた。

また、「国民こそって祝う」ことを当たり前とする一方で、そういった天皇制のあり方に異議申し立てする人々への弾圧がたびたび起こされている。そういった「天皇弾圧」とも呼ばれる事件が、即位・大嘗祭の一連の儀式の違憲性を立証するものであるとして取り上げられ、当事者尋問も準備されていることなど解説がなされた。とても画期的なことだと思う。

裁判はいよいよ違憲立証に深く踏み込み、追及する場となっていく。どうぞ、お見逃しなく！そして、傍聴席を埋めつくし、裁判官に、いい加減な判断はできないという空気を感じとらせていきたい。

(事務局＝桜井大子)

裁判の日程について

報告にあるように、裁判は証人・当事者尋問の採否をめぐる攻防に入っており、まさに山場を迎えています。前日期日では裁判所より、尋問期日の候補日として、以下の日程が示されました。

5月31日(水) 14時から103号法廷

6月21日(水) 14時から103号法廷

(それぞれ2時間程度を予定)。

これが尋問期日となるのか、それとも通常の期日となるのかなどについては、4月上旬に予定されている進行協議の場で調整されていくことになりますが、いずれにせよ、これらの日程に法廷が開かれることは間違いないと思われます。あらかじめスケジュールを空けておいていただけるようにお願いします。

京都・主基田抜穂の儀住民訴訟 第10回口頭弁論へ

◆ 4月18日(火) 2:30～ (30分前に正門前に集合)

◆ 京都地裁101号大法廷 (地下鉄丸太町下車)

原告側証人・すべて採用！！

2019年、天皇代替わり儀式に公費を使って参列した京都知事らを訴えた「主基田抜穂の儀違憲訴訟」はいよいよ佳境に入ります。

1/31の期日前に原告側から、原告朴実さん、駒込武さん。学者証言として佐々木弘通さん、高木博志さん、横田耕一さんの証人申請を行いました。それに対する被告側の応答は「すでに書面が出ているのでその必要はない」と予想通りでした。しかし、当日弁論後の進行協議で裁判官からは

「事案の内容を鑑みて、証人を採用する必要がある」

と証人尋問をすることが決まりました。(よっしゃー！) 私たちの頑張り、いよいよ正念場です。6月尋問に向け、4/18裁判では時間内での尋問の人数、時間配分などが正式に決まります。

傍聴は裁判所に向けた私たちのアプローチであり、学びの場でもあります。大阪など、京都以外からの傍聴も期待しています。

ぜひぜひお誘い合わせ京都地裁へレッツ・傍聴！！

第 35 回政教分離訴訟全国交流集会のご案内

ご承知のように 5 月 26 日には、ノー！ハプサ（合祀ノー）の控訴審判決言い渡しが決まっています。

東京では即位礼・大嘗祭違憲訴訟が、京都では主基田抜穂の儀違憲訴訟、「時代祭行列」違憲訴訟などが闘われています。

また、新たな政教分離違憲訴訟が起こされる可能性もあります。

これらの訴訟の現時点における課題を共有し、各訴訟団の弁護団・事務局の方々の協力をお願いしつつ、議論を通して今後の闘いの糧にしていく集会としていきたいと考えています。

詳細なプログラムに関しては今後、今回の主催団体であるノー！ハプサ違憲訴訟団、即位礼・大嘗祭違憲訴訟団で詰めて皆様方にご案内することになりますが、日時・会場に関しては決定していますので、今からスケジュールにいられてください。

<プログラム案>

■ 7 月 28 日（金）13:00～17:00

訴訟報告

- ① 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟（京都）
- ② 「時代祭行列」違憲訴訟
- ③ 即位・大嘗祭違憲訴訟（東京）
- ④ ノー・ハプサ訴訟（東京）

質疑応答

懇親会

■ 7 月 29 日（土）9:00～12:00

各地からの報告

次回開催地の確認

- ・会場：日本キリスト教会館（会場とオンライン併用集会を考慮中です）

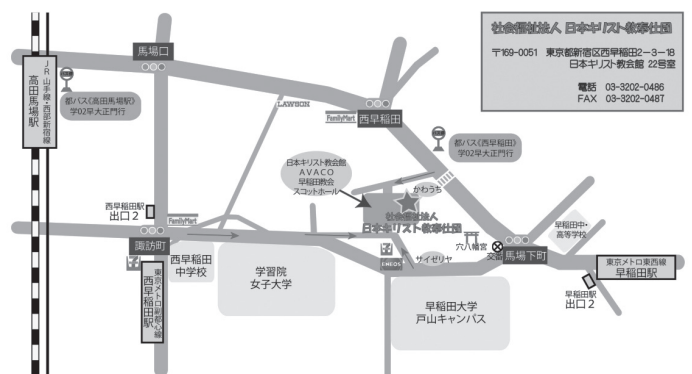
■ JR 山手線・西武新宿線 高田馬場駅 早稲田口より都バス「学 02 早大正門行」、2 つ目の『西早稲田』下車（所要時間約 10 分）。進行方向最初の横断歩道を渡り、「かわうち」という料理屋を左折、しばらく直進すると左側の建物が日本キリスト教会館

です。

■ 東京メトロ東西線 早稲田駅より（徒歩約 8 分）出口 2 を出て、馬場下町交差点の方へ。交差点を左折ししばらく歩く。右手のエネオスのガソリンスタンドの手前上り坂を右折。ビル下をくぐって直進、右側の建物が日本キリスト教会館です。

■ 東京メトロ副都心線 西早稲田駅より（徒歩約 12 分）出口 2 を出て右へ。諏訪町交差点を左折し車道沿いに歩く。学習院女子大学のレンガ壁を右手に見ながら歩き 2 つ目の二差路で左の道路へ。しばらく下り左折。ビル下をくぐって、右側の建物が日本キリスト教会館です。

<https://www.jcws.or.jp/houjin/access.html>



ノー！ハプサ（合祀）第2次訴訟 控訴審が結審

ノー！ハプサ（合祀）第2次訴訟の控訴審第6回口頭弁論は 1 月 17 日、東京高裁で行われ、原告 3 人の陳述がなされました。弁論は終結し、判決言い渡しは 5 月 26 日（金）15 時、101 号法廷となりました。



2013年12月26日、安倍晋三首相は、突如靖国参拝を強行。国・安倍晋三・靖国神社を被告として、633人の原告と15人の弁護団による、長きにわたる裁判闘争が始まりました。

裁判は、2019年11月21日、最高裁によって上告棄却され、終結させられてしまいました。が、一審終結後に刊行された裁判記録集の続編として、このたび『安倍・靖国参拝違憲訴訟 控訴審・最高裁記録集』が刊行されました。

前編同様、訴状や、口頭弁論における意見陳述などを網羅し、さらに、訴訟の会発行のニュース全号、詳細な索引を付し、前編を上回るボリュームになっています。

運動の肉声の詰まった貴重な資料です。ぜひご購入ください。

★ ご注文方法

ご希望の冊子と冊数、ご注文者のお名前・ご住所・電話番号を明記の上、下記までお申し込み下さい。郵便振替用紙を同封して送らせて頂きますので、事務処理上、10日位内にお振込下さい。

即位・大嘗祭違憲訴訟の会

〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net

安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 控訴審・最高裁記録集

【目次】

- ・ クロニクル 安倍靖国参拝違憲訴訟・東京
- ・ 控訴理由書（第1準備書面）
- ・ 第1回控訴審意見陳述…梶川凉子
- ・ 第1回控訴審意見陳述…鈴木重義
- ・ 第1回控訴審意見陳述…侯岩琳（ホウ・イェンリン）
- ・ 控訴人第2準備書面
- ・ 控訴人陳述書…河野淳
- ・ 控訴人陳述書…京極紀子
- ・ 控訴人陳述書…西浦昭英
- ・ 第2回控訴審意見陳述…宮本尚美
- ・ 第2回控訴人意見陳述…矢野秀喜
- ・ 第2回控訴人意見陳述…中川信明
- ・ 抗議文
- ・ 口頭弁論の再開等の申立
- ・ 東京高裁判決文（抜粋）
- ・ 抗議文
- ・ 上告理由書
- ・ 最高裁決定
- ・ 抗議声明
- 安倍靖国参拝違憲訴訟の会東京ニュース・全号
- 人名・事項索引

★ 代金・送料

- 「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 控訴審・最高裁記録集」 1部 2,500円
- 「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 一審記録集」 1部 2,000円（残部僅少。品切れご容赦）（いずれも送料込みです）

【会費納入とカンパのお願い】

年会費未納の方はどうぞご送金をお願いします。

1年分の会費は、原告 3,000円、支援者 2,000円です。また支援カンパもお待ちしています。どうぞよろしくお願い致します。

郵便振替口座番号：00120-3-293255

加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

【転居のお知らせをお願いします】

ニュースの発送は経費削減のため、郵便ではなく宅配業者のメール便を使っています。郵便局に転居届けを出されている場合も業者への通知はありませんので、旧住所への発送となってしまいます。

転居された方は新住所を事務局にお知らせくださるようお願い致します。

活動日誌（2023年1月—3月）

- 1月17日（火）ノー！ハブサ第2次訴訟控訴審第6回口頭弁論（東京高裁 101号法廷）
- 1月23日（月）弁護団会議
- 1月31日（火）京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟第9回口頭弁論（京都地裁）／報告集会
- 2月11日（土）反「紀元節」行動（新橋）デモ前集会で吉田弁護士がアピール
- 2月13日（月）弁護団会議／国家賠償請求裁判第13回口頭弁論（東京地裁 103号法廷）／法廷後報告集会（日比谷図書文化館）
- 2月22日（水）弁護団会議
- 3月8日（水）弁護団会議
- 3月20日（月）ニュース16号発送／第22回事務局会議